



お知らせ

固定資産(償却資産)の申告

資産税課

☎229-3132 FAX229-3331

事業を営んでいる人は、1月1日時点で所有している事業の用に供することができる償却資産について、1月31日(水)までに申告してください。

申告方法 資産税課または同課久居分室、各総合支所市民福祉課へ直接持参するか、郵送で資産税課(〒514-8611 住所不要)へ
※eLTAX(エルタックス)でも提出できます。また、申告用紙が必要な場合はご連絡ください。

津市立地適正化計画に基づく届け出制度を開始

都市政策課

☎229-3181 FAX229-3336

平成30年3月末に津市立地適正化計画の策定を予定しています。この計画では、津都市計画区域内(津地域、久居地域の一部、河芸地域、香良洲地域)に「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」

を定めます。

両誘導区域以外で以下の行為を行う場合、行為に着手する30日前までに都市政策課に届け出が必要になります。詳しくは都市政策課へお問い合わせください。

届け出の対象となる行為

1. 居住誘導区域以外の区域

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの
- ③ 3戸以上の住宅の新築
- ④ 建築物を改築、またはその用途を変更して3戸以上の住宅とする行為

2. 都市機能誘導区域以外の区域

- ① 誘導施設(行政・医療・商業・金融施設)を有する建築物の建築目的の開発行為
- ② 誘導施設を有する建築物の新築
- ③ 建築物を改築、またはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

届け出の開始時期 平成30年3月末(予定)

第13回津シティマラソン大会に伴う交通規制

スポーツ振興課

☎229-3254 FAX229-3247

安濃中央総合公園付近やマラソンコース周辺では、車両通行禁止や迂回などの交通規制を行います。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

とき 2月25日(日)9時30分～11時30分ごろ

交通規制案内図



※交通規制中、三重交通路線バス安濃(立合)線、安濃総合庁舎前停留所～立合停留所間は運休となりますので、ご注意ください。

「育生地区民生委員児童委員協議会」の紹介

地域とつながる vol.10



育生地区民生委員
児童委員協議会
会長 清水明さん

Q 民生委員・児童委員としてのやりがいは?

地域福祉というのは、人と人とのつながりが非常に大事だと考えています。地域の人からたとえ小さなことでも相談していただける関係をつく

れたときにやりがいを感ずります。

Q どんな活動をしているの?

子どもとのつながりを深めるため、毎年「七夕笹飾り」を開催しています。笹飾りを作るだ

けでなく、絵本の読み聞かせや手品を披露するなど、毎年子どもたちに喜んでもらえるよう趣向を凝らしています。昨年は約130人の親子の参加があり、大変盛り上がりしました。

Q 今後の地域における課題は?

悩みや困り事があり相談していただける人は把握できますが、中には誰にも相談できず困っている人がいらっしゃると思います。そういう人に気付くことができるよう、地域におけるネットワークを作っていくことが重要だと思います。



七夕笹飾りの様子

問い合わせ 福祉政策課 ☎229-3283 FAX 229-3334